

令和5年度 第2回 総合教育会議

令和6年2月19日（月）

会議次第

- 1 令和6年度主要事業案について
- 2 その他

令和6年度主要事業案

令和6年2月19日

東大阪市教育委員会

令和6年度主要事業案

(小中一貫教育推進室)

夢TRY科テキスト改訂事業 1

(学校教育部 学校教育推進室)

学校司書の増員 2

(学校教育部 教育センター)

教育支援センター（ふれあいオンラインルーム） 3
～メタバース（仮想空間）導入～

(学校教育部 高等学校課)

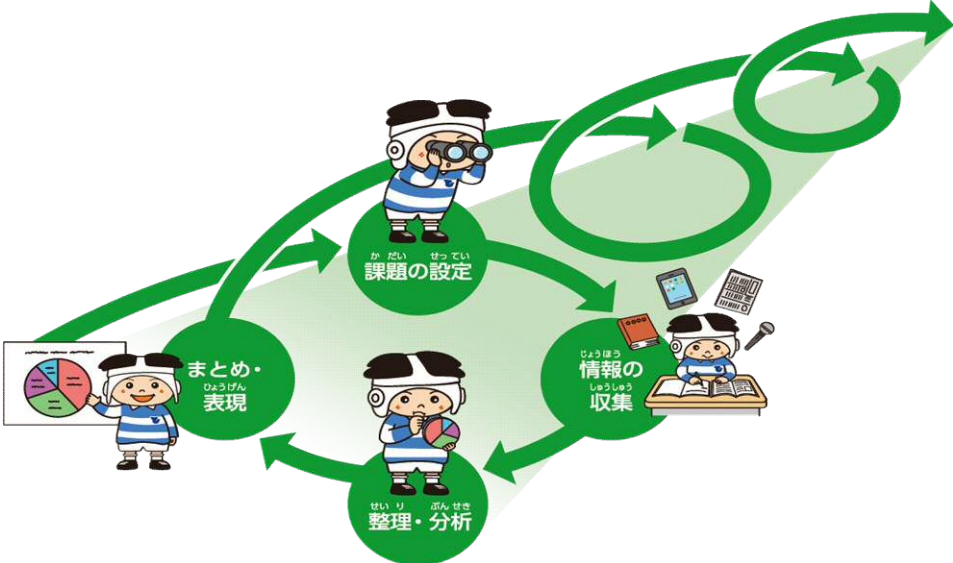
日新高等学校英語教育推進事業 4

(社会教育部 社会教育課)

電子図書館整備事業（電子書籍の購入） 5

令和6年度主要事業案

小中一貫教育推進室

事業名	夢TRY科テキスト改訂事業
事業目的	令和元年度より実施している本市独自の小中一貫教科である、夢TRY科の授業で使用するテキストの改訂を実施する。今後のデジタル化の流れを踏まえ、これまでの紙からデジタル化されたテキストに変更し、令和6年度より使用するもの。
事業概要	夢TRY科は、本市独自の小中一貫教科として小学3年生から7年間かけて学習するもので、すべての子どもたちに予測困難な時代を生き抜く力を身につけさせることを目的に、東大阪小中一貫教育の柱として取り組んできた。 令和6年度より児童生徒が持つ1人1台のタブレット端末を活用したデジタルテキストでの授業実施を予定している。それに向けて、探究的な学習がより効果的に実践されるよう「探究のプロセス」を重視した内容へと改訂作業を進めているものである。 【探究のプロセス】 

令和6年度主要事業案

学校教育部 学校教育推進室

事業名	学校司書の増員
事業目的	市立小学校及び義務教育学校前期課程における学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての利活用をより一層推進するため、学校司書を増員するもの。
事業概要	学校司書を増員し、小学校及び義務教育学校前期課程への配置日数を増やす。 - 対象学校数 小学校及び義務教育学校前期課程・・・51校 中学校及び義務教育学校後期課程・・・25校 - 巡回頻度 小学校及び義務教育学校前期課程・・・週2日 中学校及び義務教育学校後期課程・・・週1日 - 主な業務内容 ○児童・生徒の学校図書館利用対応補助 ○授業等の実施に必要な資料に関するレファレンス ○購入資料の受入・配架、棄損破損図書の補修 ○読み聞かせやブックトークの実施 - その他 ○資格要件…司書資格、教員免許状のうち、いずれかを有するもの

令和6年度主要事業案

学校教育部 教育センター

事業名	教育支援センター（ふれあいオンラインルーム） ～メタバース（仮想空間）導入～
事業目的	不登校児童生徒が増加する中、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校支援の一つとして、オンラインによる支援へのニーズは更に高まることが予想される。そこで、ふれあいオンラインルームの受け入れ体制や学習プログラム等の更なる充実に向けて、「メタバース（仮想空間）」を導入するもの。
事業概要	ふれあいオンラインルームでは、市立小学校、中学校、義務教育学校に在籍する不登校等児童生徒を対象に、1人1台端末（iPad）を活用した学習支援等を実施し、参加児童生徒の社会的自立をめざしている。 令和6年度よりメタバースを導入し、児童生徒はアバター（化身）として参加することで、心理的負担が軽減され、のびのびと自己表現ができ、他者との繋がりを感じられる居場所となることが期待される。更に、メタバース上で、個別の学習支援や協働的な活動等を充実させることで、学びの場を確保するものである。

令和6年度主要事業案

学校教育部 高等学校課

事業名	日新高等学校英語教育推進事業
事業目的	日新高等学校の英語教育の充実、国際理解教育の推進を図るとともに、英語科のさらなる活性化を図ることを目的として実施するもの。
事業概要	日新高等学校に英語指導助手（AET）を現在4名配置しているが、令和6年度に増員するもの。 現在の4名（AET）は、会計年度任用職員として配置しているが、内3名は一般財団法人自治体国際化協会の外国青年招致事業（JETプログラム）を活用し配置しているものであり、費用についても国から普通交付税措置されている。令和6年度の新増員についても、同様にJETプログラムにより配置するもの。

令和 6 年度主要事業案

社会教育部 社会教育課

事業名	電子図書館整備事業（電子書籍の購入）
事業目的	スマートフォンやタブレット端末等を用いて 24 時間いつでも電子書籍を読むことができる非来館型サービス「ひがしおおさか電子図書館」用の書籍の充実を図ることで、より多くの方の利用につなげるもの。
事業概要	電子図書館は、図書資料を電子化しインターネットを利用することで紙の書籍と同じように閲覧や貸出等を行うことができるサービスであり、本市では令和 3 年 4 月より導入している。 また、同年 6 月からは、学校連携事業の一環として、GIGA スクール構想により導入された一人一台のタブレット端末を用いて電子図書館を利用できるよう、市立小中学校の全児童生徒と教職員に対して電子図書館 ID を一律に付与しており、子どもたちの読書環境の充実に努めている。さらに同年 8 月には、市立日新高校の生徒と教職員にも同様に電子図書館 ID を付与した。 なお、令和 6 年 3 月末の電子書籍（タイトル）数は、概ね 48,000 タイトルとなる。

東大阪市教育行政に関する大綱

東 大 阪 市

～東大阪市教育行政に関する大綱の改訂に寄せて～

本市で作家生活の大半を過ごされた司馬遼太郎さんが今年、生誕100年を迎えられました。

司馬さんは次世代を担う子どもたちへのメッセージとして「二十一世紀に生きる君たちへ」を執筆されており、本市では小学校卒業時に、この本を子どもたちにプレゼントしています。

この本の中に、

「いたわり」 「他人の痛みを感じる事」 「やさしさ」
みな似たような言葉である。

この三つの言葉は、もともと一つの根から出ているのである。
根といっても、本能ではない。だから、私たちは訓練をしてそれを身につけねばならないのである。

という一節があります。

子どもたち一人ひとりの中に他者への思いやりの感情が定着することで、自分の幸せだけでなく、あらゆる人がつながり、すべての人の幸せに共鳴できる社会を創造していくことができます。

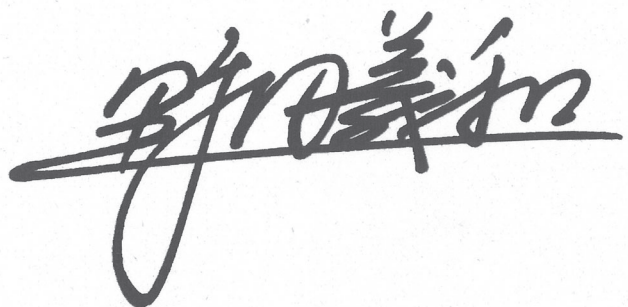
こういった他者への思いやりの感情を子どもたちに育んでいくのが私たち大人の役割です。

私たちは、この3年間でこれまで経験したことのない感染症に翻弄されたように、今後も想像もできないような社会の変化に見舞われる可能性があります。

将来の予測が困難な時代に子どもたちが身をおくことになっても、志さえあれば、必ず未来を切り拓いていけるものと信じています。

高い志を持ち、可能性に挑戦できる子どもたちを育てていくことが私たちの使命です。

東 大 阪 市 長

A large, bold, handwritten signature in black ink, which appears to read 'Shima Yoshio' (司馬 義和), written diagonally across the bottom right of the page.

目次

I 大綱策定にあたって P1

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の対象期間
- 3 大綱策定の視点
- 4 大綱と他の計画との関連性

II めざすべき教育の姿と重点方針 P3

- 1 めざすべき教育の姿
- 2 基本的な理念
- 3 重点方針
 - ①誕生から始まる教育が連続、一貫する
 - ②自分のまちに愛着と誇りをもって、未来の地域社会を創造する
 - ③すべての人が自らの良さや可能性を発揮する
 - ④すべての子どもが安全・安心で心豊かに成長する
 - ⑤学校の教育環境及び創造力の向上により、学びの質が高まる
 - ⑥すべての人が生涯にわたって豊かで幸せな人生を送る

III 大綱の推進について P6

- 1 東大阪市教育局施策アクションプランの策定と推進
- 2 庁内推進体制
- 3 取組の評価と検証



モノづくりのまちにちなみ、歯車（GEAR）をモチーフに作成。市民、団体、企業等のすべてのステークホルダー（関係者）と本市が歯車（GEAR）のごとく互いにかみ合い力を伝え合うことで、持続的かつ加速度的にSDGs¹の目標達成に向けた課題解決を図り、東大阪市の未来創造に繋げていきたいという思いを込めています。



市民・企業・行政がスクラムを組み、個性と魅力に満ちた地域づくりを行い、市民が愛着と誇りのもてるまちづくりをめざすためのマスコットキャラクター

東大阪マスコットキャラクター
トライクン

1 SDGs：（Sustainable Development Goals）国連において採択された国際社会全体が目指すべき「持続可能な開発目標」のこと。2030年を期限とする包括的な17の目標（ゴール）がある。目標4には「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とある。特に、17全ての目標の成功の鍵であるとされるESD（持続可能な開発のための教育）は、ターゲット4.7に明記されている。



I 大綱策定にあたって

1 大綱策定の趣旨

「東大阪市教育行政に関する大綱（以下「本大綱」という。）」は、市長と教育委員会が、めざすべき教育の目標や理念、指針を共有し、より一層民意を反映した教育施策を協力して推進できるよう、重点的な取組事項などを定めるものです。

本市においては、市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議において協議を重ね、平成27年に本大綱を策定するとともに、令和元年及び令和5年に一部見直しを行いました。

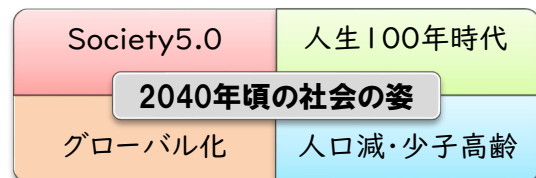
2 大綱の対象期間

本大綱が対象とする取組期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とし、必要に応じ、見直しを行います。

3 大綱策定の視点

いま世界では、新型コロナウイルス感染症による様々な影響や国際情勢の不安定化、デジタルトランスフォーメーション（DX）や人工知能（AI）などの進展による時代の急速な変化が起きている状況にあり、「VUCA²」の時代とも呼ばれています。わが国でも「人生100年時代」「人口減少・少子高齢化」を迎え、人生観や職業観などの価値観も変わろうとする中、新たな生き方や未来社会を創造していく資質・能力が求められています。

このような社会構造と社会情勢の変化の激しい中で、誰もが心豊かで幸せな人生を送り、持続可能な社会を築いていく（SDGsの実現）という個人と社会のウェルビーイング³をめざすうえで、教育の果たす役割は大きく、誰一人として取り残されず、すべての子どもたちがトライ＆エラーの精神で自らの夢に向かっていける力をつける教育改革が真に求められています。



本市においては、様々な人と、あらゆる課題に対し協働するとともに、その中で「自分ごと」として解決策を見出すために、学校・家庭・地域・企業など各主体間、教育・福祉・経済など各分野間、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校など各教育・保育施設間のつながりをさらに充実させることで、市全体としての教育力の向上を図っていきます。

また、本市には次のような教育資源となり得る様々な特色があります。

2 VUCA（ブーカ）：（Volatility:変動性）（Uncertainty:不確実性）（Complexity:複雑性）（Ambiguity:曖昧性）の4つの単語の頭文字をとった造語（第4期教育振興基本計画リーフレットより引用）

3 ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。（第4期教育振興基本計画より引用）

＜本市の特色＞

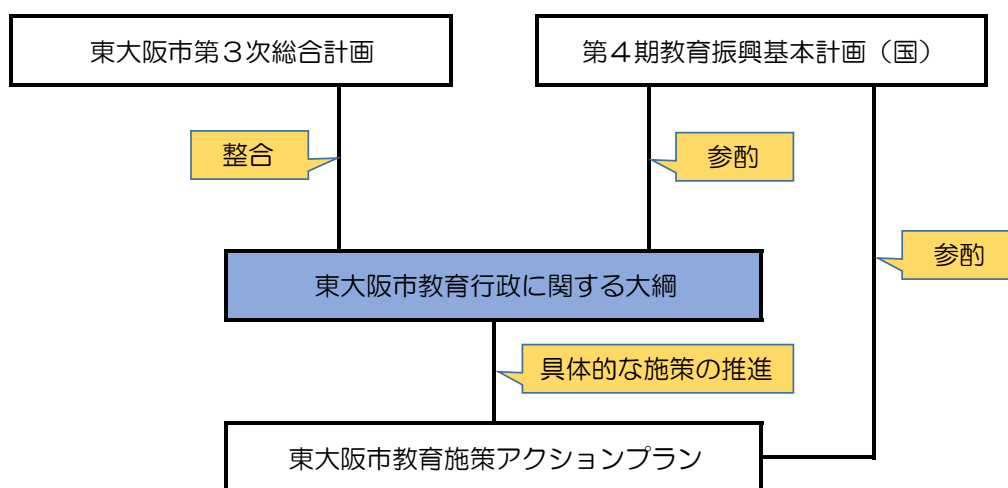
- ・「愛ガード」運動への多数の市民の参画にも見られるように子どもたちの教育に対する地域の関心が高いまち
- ・市内に4つの大学が立地し、3万人の学生が通う活気あふれる大学のまち
- ・伸線工業や鋳螺工業の発祥から今日の世界的な技術を有する中小企業の集積地へと発展したモノづくりのまち
- ・生駒山を臨む自然が豊かで、市内各所に文化財が点在し、各地域で祭りが盛んに行われるなど地元に着した伝統文化が存在する歴史と文化のまち
- ・花園ラグビー場や、日本初の屋外型ウィルチェアスポーツ⁴専用施設などがあり、すべての人がスポーツに親しむことができるスポーツのまち

これらの特色を活用した地域の教育力と学校教育などを関連付けることで、子どもたちの学力向上（認知・非認知を含む「3つの資質能力⁵」）を図り、郷土愛を育むとともに子どもたちの「生きる力」を伸ばしていきます。

なお、本大綱の策定においては、成果と課題を検証しながら、より具体的な教育施策が進められるよう、網羅的な内容ではなく、項目の重点化を図ります。

4 大綱と他の計画との関連性

本大綱は、国の第4期教育振興基本計画（教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針）を参酌するとともに、東大阪市第3次総合計画との整合性を図りながら策定しました。さらに、本大綱に基づく具体的な施策の推進については、「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定することにより進めていきます。



4 ウィルチェアスポーツ：車いすを使用したスポーツ（ラグビー／ソフトボール／テニス／ハンドボール など）

5 3つの資質能力 : 1. 生きて働く「知識・技能」 2. 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」
3. 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」 （学習指導要領より引用）



Ⅱ めざすべき教育の姿と重点方針

まず、本市の「1. めざすべき教育の姿」を描いたうえで、あらゆる教育施策に通じる「2. 基本的な理念」を共有します。そして、期間中の「3. 重点方針」として、6点を掲げます。

1 めざすべき教育の姿

- ◎ 変化の激しい社会の中で、誰一人として取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる教育をめざす

2 基本的な理念

- 自他を尊重し、互いの違いを認め合うという人権尊重に徹する
- すべての人が、学ぶ意欲と学ぶ力をもった「有能な学び手」であることを前提とし、「生涯にわたって学び続ける」という観点を踏まえる

3 重点方針（6点）

重点方針においては、「子どもを含む市民が主語」という考えのもと、各方針がそれぞれ独立したものではなく、「自分ごと」として相互に「関連付け」ながら進めていくことが重要と考えています。

「関連付け」の主なイメージは、次のとおりです。

■縦の関連付け

誕生から、子育て支援（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校までの連続、一貫した教育の充実、及びリカレント教育⁶をはじめ生涯にわたって学び続けるための教育環境の充実

■横の関連付け

学校教育、社会教育、様々な各種機関・団体などの主体が協力することによる教育全体の質の向上

■過去・現在・未来の関連付け

急速な社会変化が予測される中、未来社会を見据え、これまで築き上げてきた教育の成果と課題と、今後の取組とを関連付けながら進める教育

6 リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（第4期教育振興基本計画より引用）

① 誕生から始まる教育が連続、一貫する

誕生から始まる教育においては、「3つの資質能力」を系統的に高めるために、市子育て支援部局、幼稚園・保育所・認定こども園などや、全中学校区での小中一貫教育の実践を通じ、連続性・一貫性のある学びの効果を高め、異なる分野間・施設間の交流などによる相互の機能充実などを図ります。

② 自分のまちに愛着と誇りをもって、未来の地域社会を創造する

人生100年時代やVUCAの時代においても、地域とのつながりや連携を生かしたキャリア教育・発達は、人生観（ライフキャリア）、職業観（ワークキャリア）といったキャリア形成や社会的自立、シチズン・シップ（市民性）に大きく影響します。そこで、社会に開かれた教育課程を基に、本市の高い地域力や教育資源を活用した教育活動を実践することで、自分の良さを発揮するとともに、共に学び、支え合い、自分のまちに誇りをもって未来の地域社会を創造する力の育成を進めます。

③ すべての人が自らの良さや可能性を発揮する

一人ひとりの多様な才能・能力を埋もれさせず、その可能性を最大限に伸ばしていくために、「個々の最適な学び」や「協働的な学び」そして「生涯にわたる総合的な学び」において、自ら問を立て課題を追究し必要な情報を収集（インプット）するような知的好奇心や探究心を伸ばすとともに、収集した情報を活用し、課題解決（アウトプット）に向けて自己選択・自己決定することができるトライ＆エラーの精神を育みます。

④ すべての子どもが安全・安心で心豊かに成長する

子どもファーストの観点のもと、障害のある子どもへの特別支援教育の充実、外国からの転入などによる日本語指導が必要な子どもへの支援、いじめの未然防止・早期解消、不登校への取組支援、貧困やヤングケアラーなどの理由で十分な学習が難しい子どもの支援などにより、すべての子どもがより良く育つことができる環境を市関係部局と連携し確保します。さらに、様々な人材活用、専門機関との連携、幼稚園・保育所・認定こども園で取り組んできた個別のサポート内容の小学校などとの共有及び子どもたちを支える関係者への支援の充実に努め、誕生からの連続、一貫した教育を重視して取り組みます。

⑤ 学校の教育環境及び創造力の向上により、学びの質が高まる

グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展など急速に変化する社会において、次世代を担う子どもたちに求められる力も変わってきていることや、教員不足の課題などが顕在化する中、教育DXの推進や働き方改革をはじめとした教育環境を整備するとともに、自主的に学び続ける教職員を支える研修体制などの構築を進め、STEAM 教育⁷などの観点を踏まえた学校教育全体の創造的・探究的な学びの向上を図ります。

⑥ すべての人が生涯にわたって豊かで幸せな人生を送る

国籍・年齢・性別・障害の有無などを問わず、すべての人が生涯にわたって学び続ける力や環境はより重要性を増しています。このことから、学校園における時代への見通しをもった学びや、社会教育施設などをキーステーションとした保護者や地域、大学、市民グループとの連携、協働による生涯にわたる学習の機会を確保し、学校・地域コミュニティにおける、個人と地域全体のウェルビーイングの向上につなげます。

7 STEAM 教育：各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習
（文部科学省ホームページより引用）



Ⅲ 大綱の推進について

1 東大阪市教育施策アクションプランの策定と推進

本大綱の内容を含めた具体的な施策にあたる「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定し、施策を推進します。

2 庁内推進体制

本大綱の推進にあたっては、教育委員会を中心に、重点的な取組において連携が必要となる市長部局の関係部局との協議・調整を行いながら進めます。

また、本大綱に定める重点方針を効果的に進めるために、具体的な施策にかかる予算などについても積極的に協議を進め、確保を図ります。

3 取組の評価と検証

本大綱に基づく取組の現状については、年度毎に評価、検証を行うとともに、検証の結果を踏まえ、適宜見直しを行います。

＜総合教育会議 構成員＞

市長	野田 義和
----	-------

（教育委員会）

教育長	古川 聖登
教育長職務代理者	秦 卓宏
委員	堤 晶子
委員	山中 雅仁
委員	田中 宏一

改訂履歴

平成27年10月	第1版
令和元年11月	第2版
令和5年11月	第3版

発行 令和5年11月
東大阪市総合教育会議事務局
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 市長公室 政策調整室
TEL 06-4309-3016
FAX 06-4309-3847



HIGASHIOSAKA